

高島町放課後児童クラブ利用負担金『減免制度』のご案内

◎減免制度とは……

放課後児童クラブを利用する児童の保護者の負担軽減を図るため、利用負担金の減額、または、免除する制度です。

1 対象世帯と減免額

対象世帯	要件	減免額
①要保護世帯	生活保護を受給している世帯	全額
②準要保護世帯	要保護世帯に準ずる程度に困窮し、高島町教育委員会が認定した世帯 ⇒「小学校の就学援助」を受けている世帯	全額又は7,000円 のいずれか低い額
③多子世帯	次のどちらの要件も満たすこと ・同一世帯で同時に2人以上の児童が放課後児童クラブを利用する世帯 ・児童の保護者の当該年度の町民税所得課税額が169,000円未満	・2人目:3,000円 ・3人目以降 :全額又は6,000円 のいずれか低い額

・①～③共通の要件：放課後児童クラブの利用を「月額契約(通常利用)」で行っていること。
※一時利用(半日又は1日単位での利用)には適用されません。

〈注意〉低所得世帯(①、②)と多子世帯(③)のいずれかでの減免適用となります。

2 対象施設：高島町内の放課後児童クラブ

3 利用負担金の減免制度の適用：

- ・減免が適用された月以降の利用負担金：減額又は免除された金額で納付いただきます。
- ・減免が適用されるまでに納付いただいた利用負担金：減免額を還付(返金)いたします。

4 申請方法：

- ・①要保護世帯、③多子世帯に該当する方：裏面の減免申請書
 - ・②準要保護世帯に該当する方：裏面の減免申請書、就学援助の決定通知書写し
- 上記の書類を高島町役場健康子育て課へご提出ください。

5 提出先及びお問い合わせ

高島町役場健康子育て課 窓口

(〒992-0392 高島町大字高島 436 電話:0238-52-3031)

申請の提出の際は直接または郵送でご提出ください。

※学校へのお問い合わせ及び提出はご遠慮ください。

裏面あり

提出先：高畠町役場健康子育て課 連絡先：0238-52-3031

別記様式第11号（第10条関係）

放課後児童クラブ利用負担金減免申請書

令和____年____月____日

高畠町長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

放課後児童クラブ条例施行規則第10条第2項の規定により、放課後児童クラブ利用負担金の減免を受けたいので申請します。

児童クラブ名				
利用者	氏 名	学年	生年月日	備考
		年	年 月 日	
		年	年 月 日	
保護者 <small>住民票が異なる場合でも同居する方を含みます</small>	氏 名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
申請理由 <small>1~3のいずれかに○をつけてください。</small>	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯である。			
	2 準要保護児童認定を受けている。（教育委員会の就学援助を受けている。）			
	3 兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯である。（所得要件あり）			
町が放課後児童クラブ利用負担金減免申請の内容を確認するため、必要な個人情報（住民基本台帳、生活保護台帳、就学援助台帳及び世帯の課税台帳等）を確認することに同意します。			保護者氏名（署名）	

※申請理由3に該当し、令和7年1月1日時点の住所が町外の方は保護者の今年度の市町村民税所得割が確認できる「所得（課税）証明書」等を添付してください。